

総合保健センターほか1施設照明設備LED化ESCO事業業務に係る
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 総合保健センターほか1施設照明設備LED化ESCO事業業務に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 審査方法，評価基準に関すること。
- (2) 企画提案の評価に関すること。
- (3) 最適提案者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者により構成する。

- (1)
- (2)
- (3) 所属および氏名は，受託候補者決定後に公表予定
- (4)
- (5)

2 委員の任期は，所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選により1人を定める。
- 3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部公共施設マネジメント室において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。